

紀要

第 6 号

目 次

- 栗津湖底遺跡出土の木質遺物 (伊東 隆夫)
弥生時代の木偶と祭祀 一中主町湯ノ部遺跡出土木偶から一 (濱 修)
県内における磨製石斧の消滅年代について (井上 洋介)
土師器甕の変遷とその背景 一近江型土師器成立への諸段階一 (大崎 哲人)
草津市笠山古窯出土遺物の紹介
—笠山古窯の位置づけをめぐって・瀬田丘陵生産遺跡群の検討— (畠中 英二)
倭京の実像 一飛鳥地域における京の成立過程一 (相原 嘉之)
近江八幡市大手前・御所内遺跡出土の銅印をめぐって (田路 正幸)
将棋史研究ノート(3) 一王将と玉将一 (三宅 弘)
近江国坂田荘の開発(中) 一長浜市大東遺跡を中心として一 (北村 圭弘)
滋賀県八日市・永源寺地域における藏王産花崗岩製中世石造美術の分布
—八日市市・永源寺町石造美術石材分布調査概要— (兼康 保明)
滋賀県出土の埴輪資料集(その3) (稻垣 正宏)
-

1993. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

近江国坂田荘の開発（中）

—長浜市大東遺跡を中心として—

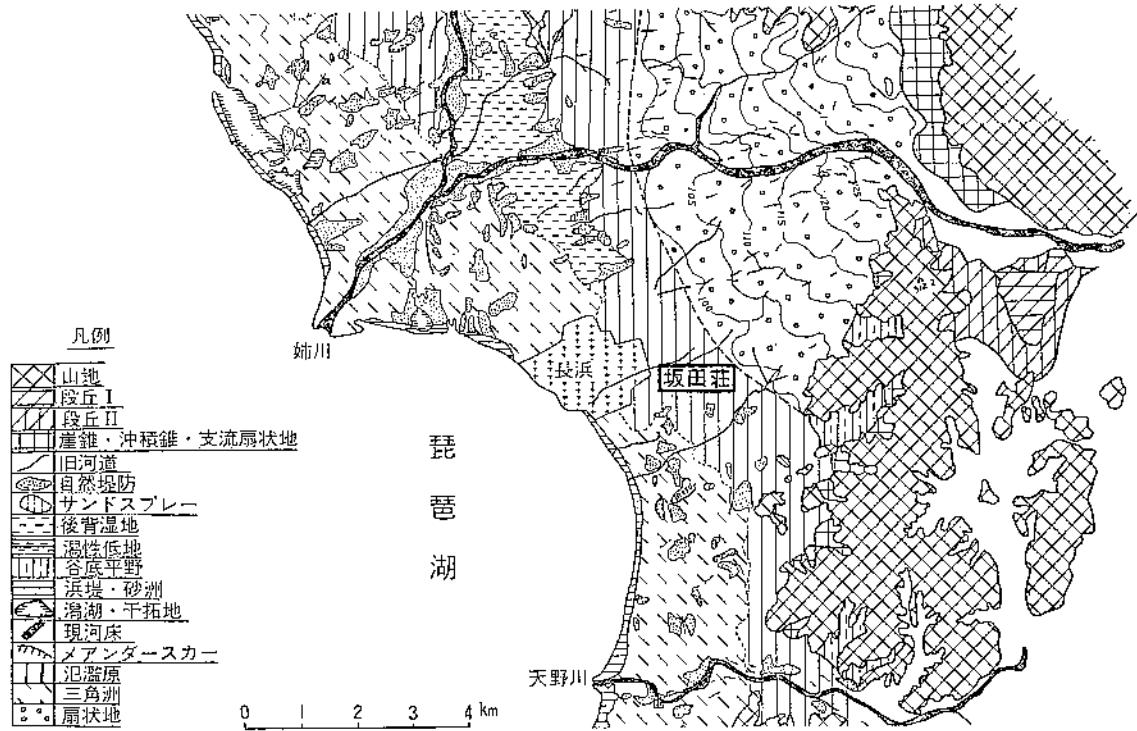
北村 圭弘

3. 坂田荘の内部構造

①水田灌漑の基幹水路

琵琶湖の北東部に位置する長浜市は東に横山丘陵、西に琵琶湖をのぞむ姉川以南の平野を占地している。姉川は当初、横山丘陵東側の山東盆地を流れ、天野川水系に合流していたが、長浜市域を次第に西遷北上し、現在の位置に至ったものと推測されており、それが形成した広大な扇状地性の沖積平野は、当該地域の自然環境を特徴づける最大の要素となっている⁽³⁰⁾。坂田荘はこの扇状地性平野の扇端域を中心に展開し、荘域の北側および南側にはそれぞれ、姉川の旧流路とされる十一川、五井戸川が西流するため、荘域は扇頂方向の北側と東側が高く、扇端方向の南側と西側が低いという自然地形を呈している。

坂田荘はこうした特徴ある地形を占地しているため、荘域における水田灌漑もこの地形に規制された特徴を有している。すなわち荘域における水田灌漑の基本的なシステムは北側の十一川



第3図 坂田荘の位置と長浜市周辺の地形分類（註30 C文献より作製）

から取水し南側の五井戸川方向へと引水する過程で、これより西側の琵琶湖方向の水田を順次潤していくというものである。しかしながら十一川は姫川の旧流路で河床が深いため、莊域内ではわずかに2箇所の取水口が確認できるにすぎない。ひとつは市立南郷里小学校の南側付近から流れ出る楞嚴院川であり、もうひとつは宮司町地先の頃見医院南側から流れ出る中島川である。

如上のふたつの基幹水路によって灌漑される坂田莊域においては、現在も整然とした条里地割に基づく水田地帯が認められ、中世以前の史料によって現地形上に坂田郡条里を復元することから可能である⁽³¹⁾。水田を構成するもっとも基本的な要素は「水」と「土」であり、「土」に対して用排水路の開削と畦畔の築造という行為がなされ、それによって「水」の管理が達成されてはじめて、耕地としての水田の機能が成立する⁽³²⁾。したがって水田における地割と水利は、相互不可分に機能する一体化した同一のシステムであり、開発時に設定された最初のシステムのうち、少なくともその根幹に係る部分については、容易には変更のしがたい性格のものであることはおのずから明らかである。統一的な地割に基づく水田地帯はこうして計画的に開発された個々の水田の集積体であることを考慮すれば、現状において坂田莊域における水田灌漑の実態を明らかにすることは、少なくとも条里地割に基づく水田の開発以来の坂田莊の構造を考える上で、あながち無意味ではないと考えられる。

ここではこうした観点から、まず現地踏査の結果から莊域における条里地割に基づく水田灌漑の実態を明らかにし、ついでそれをふまえ、興福寺領坂田莊と延暦寺領坂田莊、それに後者から派生したとされる坂田新莊の関係を整理しておきたいと考える。

②楞嚴院川による灌漑地域

楞嚴院川は市立南郷里小学校南側の【A】において十一川⁽³³⁾から取水され、約250mの導水路部分を経たのち、【B】付近からN約7°Wを指す水路にのって大東町地先の春日神社南側まで一直線に南流する。水路はここより方位を変えて条里地割上を西流し、【H】において中島川へと流入している。

この楞嚴院川による灌漑地域は、宮司町、大東町、室町、大辰巳町、勝町の領域であるが、このことを具体的に明らかにするには、各町の集落ごとに実施される川浚え・川掘りなどと呼称される行事を例示するのが最も有効と考えられる。この行事は春秋の農事始めにあたって農業用水路の整備・清掃をおこなうことだが、これはすべての水路を同じように対象とするのではなく、その集落の領域に灌漑用水を導くための基幹水路に限って、歴史的に形成された厳格な規制に則って、集落をあげての行事として実施されている⁽³⁴⁾。したがってこの行事の対象となる水路を明らかにすることは、その水路が基幹となって水田灌漑がなされる領域を明らかにすることになると考えられる。

楞嚴院川による灌漑地域において、この行事の対象となる水路は具体的には次のとおりで、宮司町は楞嚴院川本線の【A】から【B】の間を、大東町は【B】から【D】の間を対象とする。また宮司町は本線の【B】から取水されるB川⁽³⁵⁾および【C】から取水されるC川も対象とし⁽³⁶⁾、室町は本線は対象としないが、本線【D】から取水されるD川および【E】から取水されるE川を対象とする⁽³⁷⁾。大辰巳町は本線の【D】から【F】までを対象とし⁽³⁸⁾、勝町は【F】か

ら取水されるF川を対象としている⁽³⁹⁾。

このことから楞厳院川による灌漑地域が宮司町、大東町、室町、大辰巳町および、勝町の領域、すなわち前章で復元された坂田荘域のうちの、おおむね十一川以南の7条5里と6里、8条5里と6里のほぼ全域、および8条7里の南側の地域に相当することが判明するが、楞嚴院川がこの地域の水田灌漑にとって欠くことのできない存在であることは、つぎに示す江戸時代の領主の錯綜関係から生じた、公事発生譚からもうかがえる。すなわち彦根藩は自領の室村、大辰巳村などに、旗本・内藤氏領の大東村からの排水を受けるのをやめ、宮川藩領の宮川村などから用水を受けるように指示したことがあった。そのため大東村はやむを得ず、川の南側に水路を掘り五井戸川に排水してしまったところ、下流の村々の水田経営はなりたたず、彦根藩も年貢米を徵収できないため、結局、室村、大辰巳村は楞嚴院川の水を得るため、大東村に対して公事を負うようになったという⁽⁴⁰⁾。

③中島川による灌漑地域

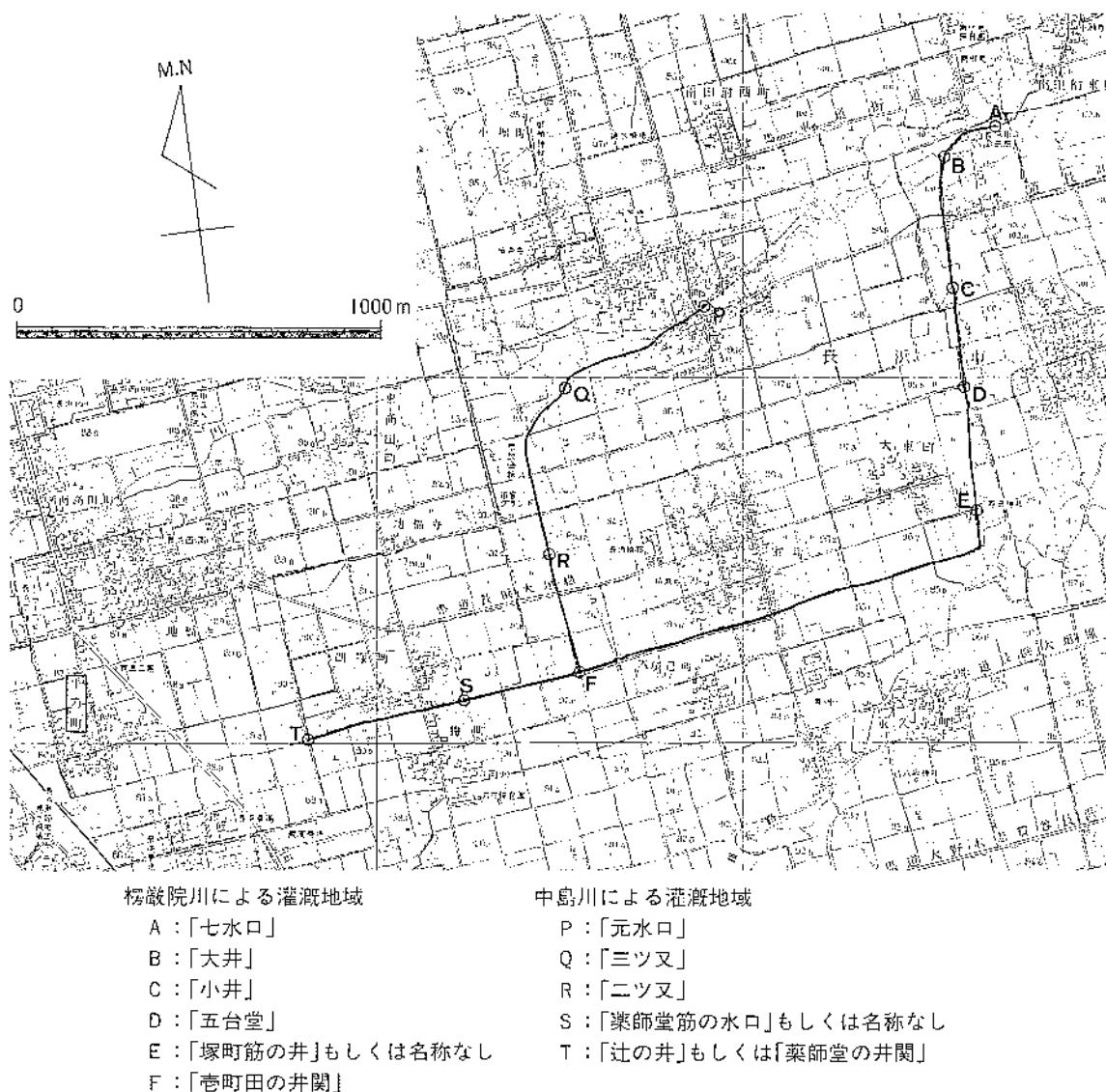
中島川は現在、宮司町地先の垣見医院の南側で十一川から取水されるが、もとの取水口は約100m上流の日枝神社南側の【P】にあった⁽⁴¹⁾。この変更は当地に陣屋を構えた宮川藩が文化4年～同12年（1807～15）に、中島川の水を屋敷内に引き入れたことに關係するらしい⁽⁴²⁾。現況の取水口に続く導水路部分は、約1.5mの比高差を有す段丘裾部に設けられているため、その長さは楞嚴院川における同部分の約2倍を測る。この導水路を経た中島川は、市民会館の北東部で条里地割の水路に乗って【F】まで南下したのち、同じく条里地割上の水路を西流して荘域外に流れ出るが⁽⁴³⁾、この間、東側に位置する楞嚴院川による灌漑地域から、相当量の排水が流入していることは重要である。

この中島川からの用水によって灌漑される坂田荘域は、8条7里にあたる勝町の一部と四塙町の領域である。したがって中島川にも楞嚴院川と同じように、これらの集落によって水利権が設定されているが、ここで注目されるのは荘域外にある平方町の卓越した権利である。すなわち青蓮院門跡領平方（細江）荘下郷にあたる平方町⁽⁴⁴⁾は取水口のあった【P】⁽⁴⁵⁾から【F】を経て【T】に至る中島川の本線すべてを川浚えの対象とする。勝町は直接、川浚えはおこなわないが、平方町とともに【P】から用水の管理をおこなう権利を有し⁽⁴⁶⁾、かつ【S】より取水する権利を有している⁽⁴⁷⁾。四塙町はR川を川浚えの対象とするが、これは平方町より管理のみを委託されいるにすぎず、対外交渉権等は平方町に属している。平方町のこうした卓越した権利は文化12年（1815）～文政9年（1826）に、費用8900両におよぶ訴訟を通じて形成された可能性が高い⁽⁴⁸⁾。なお【Q】から取水されるQ川はさらに北流と南流に分かれるが、後者は平方町の枝郷である地福寺町が、前者については長浜八幡宮八幡荘に比定される高田町が水利権を有している⁽⁴⁹⁾。

以上によって中島川によって灌漑される地域が、坂田荘域の8条7里にあたる勝町の一部と四塙町の領域に加えて、同じ青蓮院門跡領平方荘下郷にあたる平方町の領域、および長浜八幡宮領八幡荘にあたる高田町の一部⁽⁵⁰⁾であることが明らかとなった。各集落が中島川に有す水利権は江戸時代に大きな改変を被ったと推定されるが、こうした歴史的事情を考慮しても、中島川が少なくともこの地域の、条里地割に基づく水田の基幹灌漑用水路であることは疑いない。

④延暦寺領坂田新莊の位置

前節までの検討により、坂田荘の範囲内には楞厳院川によって灌漑される地域と中島川によって灌漑される地域の、ふたつの地域が存在することが明かとなった。このふたつの地域をもう少し詳しく眺めてみると、前者の地域の水田に認められる条里地割は、後者の8条7里を中心とするそれに対してやや西側に振れており、中島川の東側においてわずかながら地割のズレが認められる。つまり坂田荘の荘域にはふたつの異なる水田灌漑のシステムが存在し、それぞれの地域がそれぞれ独自の条里地割によって水田を形成していることが判明する。このことはおそらくこのふたつの地域の条里地割がそれぞれ別々に施工されたこと、つまり時期を異にして別々に水田開



第4図 坂田荘域における水田灌漑の基幹水路

発の実施されたことを示唆する可能性が高い。さらに中島川には楞厳院川による灌漑地域から、無視できない量の排水が用水として流入していることを考慮すると、後者は前者が先行することなくして開発され得なかつたと推測される。

如上の知見をふまえ以下では、興福寺領坂田荘と延暦寺領坂田荘、およびのちに後者から派生したと考えられる坂田新莊について、それらの前身である藤原氏領莊園の存在を考慮しつつ、その位置関係を明らかにしたいと考えるが、ここではその第一の作業として、手がかりの豊富な坂田新莊について検討しておきたい。その坂田新莊については建永元年（1206）の「慈円起請文」が史料の初見であり⁽⁵¹⁾、同書によると坂田荘には本田以外の余田があり、所当は本来国庫に弁済していたが、近年国檢が停止されるによよんで、その余田の所当を平方莊供米の不足分に充てるため不輸の新莊としたという。また新莊の年貢米は平方莊のそれとともに平方から琵琶湖上を船によって大津へ運ばれる⁽⁵²⁾など、坂田新莊は成立の当初から平方莊との間に密接な関係を有していたことがうかがわれる。

前節までの検討において中島川は坂田荘域の勝町、四塚町付近に加えて、平方莊下郷にあたる平方町を灌漑地域とすることが知られている。このことにより坂田荘域において、平方莊との間に密接な関係を有す地域は8条7里付近であることが判明するが、加えて中島川による灌漑地域の開発は、楞嚴院川による灌漑地域の開発に後出するという知見を考慮すると、坂田新莊が成立したのはこの8条7里付近である可能性が高いと判断される。おそらく「慈円起請文」の建永元年を大きくさかのぼらない12世紀頃以降、中島川による灌漑地域の開発が活発化し、13世紀の初頭頃には坂田新莊が成立したものと推測される。

⑤興福寺領坂田荘の位置

前節の検討により中島川による灌漑地域には坂田新莊の成立したことが明かとなった。このことから楞嚴院川による灌漑地域には、楞嚴三昧院の料所から発展した当初の延暦寺領坂田荘と、それと同じ藤原氏領莊園から派生したと考えられる興福寺領坂田荘が存在する可能性の高いことが導かれる。ここでは以上をふまえ、神社や集落、地名などを手がかりとして、興福寺領坂田荘の位置について明らかにしたいと考える。そこでまず坂田荘域における神社の分布を概観すると、楞嚴院川による灌漑地域の宮司町、室町、大辰巳町地先には日枝神社⁽⁵³⁾が、大東町地先には春日神社が所在し、中島川による灌漑地域のうち四塚町地先には春日神社⁽⁵⁴⁾と八幡神社⁽⁵⁵⁾が、勝町地先には神明神社が所在することがわかる。このうち大東町地先の春日神社と宮司町地先の日枝神社は莊内7ヶ村の総社とされ、歴史的にみても莊内において重要な位置を占めてきたことが知られている。坂田荘域に興福寺領と延暦寺領が存在したことを考慮すれば、少なくともこの2社はそれぞれの莊園領主と関連してその莊園の中心地に勧請された可能性が高いと考えられる。

興福寺領坂田荘に係わると考えられる大東町地先の春日神社は、延暦年間（782～806）に中臣秀行によって奈良の春日大社より勧請されたとの由緒をもつ。坂田荘7ヶ村の総社として七郷宮と称されたが、元禄11年（1698）に坂田氏の宮川藩が成立するによび、宮川、下司は次第に分離したという。境内社の秀行神社は中臣秀行を祭神とし、その子孫と伝える大東氏は近年まで奈良・春日大社の神職を務め、現在も大東町は毎年春に集落をあげて春日大社に参拝し、秋の祭礼

には大東氏が秀行神社に参拝するのを慣例としている⁽⁵⁶⁾。

一方春日神社の鎮座地を条里地割との関係で眺めてみると、神社の境内は8条5里の3坪と4坪にまたがって所在するが、参道は坪境とは無関係に南側に延びており、神社の立地はまったく条里地割を意識して設定されたものではない。むしろ神社の方位は同じく条里地割との間に整合性がない楞厳院川に近く、かつ神社の鎮座地はこの川の南側に起点に近い。また近年まで神社の祭礼には荘内の氏子が参拝したというが、その際、室町は川浚えの対象となるE川沿いを、大辰巳町も同じく灌漑用水路となるF川沿いを参道としたという⁽⁵⁷⁾。これらのこと考慮すると、春日神社は坂田荘の基幹灌漑用水路である楞嚴院川と密接な関連をもって設定された可能性の高いことが判明する。

そこで前章で明らかにした坂田荘の成立事情をあらためてふりかえると、延暦寺領坂田荘は天暦8年（954）の楞嚴三昧院の建立寄進に伴い、その料所とされた藤原氏領荘園から発展したものと推測され、興福寺領坂田荘はそれに際し、藤原氏領のまま遺存した部分がのちに興福寺領化したものと推測された。したがってこれから興福寺領坂田荘は両荘の前身である藤原氏領荘園の中心地に成立した可能性が高く、その位置は坂田荘全体にとって最も中心的な地域であったと考えられる。前節までの検討により楞嚴院川は中島川に先行することが明らかであり、その楞嚴院川の起点にあたる箇所に、藤原氏と縁故の深い春日神社がそれと密接な関連をもって鎮座することを考慮すると、この地こそ少なくとも天暦8年（954）以前に開発されていた藤原氏領荘園の中心地であった可能性が高いと判断される。興福寺領坂田荘は天暦8年以降、史料初見の承安元年（1171）⁽⁵⁸⁾までの間に、この地が興福寺領化して成立したものと推測される。

⑥延暦寺領坂田荘の位置

前節で触れたように宮司町地先の日枝神社は、大東町地先の春日神社と並んで坂田荘内7ヶ村の総社とされてきた。天平11年（739）に天津鬼屋根命、永久元年（1113）に大山咋命を勧請したと伝え、少なくとも永享10年（1438）には宮川山王社と称していたことが知られている⁽⁵⁹⁾。神社の鎮座地は中島川の元の取水口の【P】に北接する7条5里32坪内に所在し、現在西面する社殿は、かつてこの【P】の南西方向を向き、またこの付近から北東方向に延びる小道が参道であったこと⁽⁶⁰⁾を考慮すると、神社は中島川と密接に関連して設定された可能性が高いと判断される。加えて平方莊上郷が坂田荘の北側一帯の長浜市南田附町、小堀町付近に比定され、上下郷ともに坂田荘と同じ青蓮院門跡領であることを考慮すると、当地の有した歴史的機能は坂田荘のみの中心地というよりはむしろ、長浜市域の中央部にひろがる広大な青蓮院門跡領の中心地と評価するのが妥当であろう。視点をかえれば当地が延暦寺領坂田荘の中心地としての性格を有すには、坂田荘のみならず坂田新莊あるいは平方莊の開発の進展が必要と言える。その時期は中島川による灌漑地域の開発状況等から建永元年を大きくなきかのぼり得ないと考えられることから、この地が少なくとも天暦8年に起源を発す、成立当初からの延暦寺領坂田荘の中心地とは考えにくい。

そこで以上のこと考慮しつつあらためて坂田荘域を眺めると、室町の日枝神社を中心とした地域が注目される。この神社は8条6里の1坪と7坪にまたがって所在し、神社の境内および社殿は坪境を軸に設定され、南側に延びる坪境が参道となっているため、参道にて神社を臨む印象

は、あたかも京都における朱雀大路、あるいは鎌倉における若宮大路にたたずむがごとき迫力を有す。これは境内の占地自体が条里地割に規制されない大東町地先の春日神社を除けば、莊域内の他の神社とくらべて最も異質な要素といえる。しかも参道の両側には「下司目」「雲文堂」「間所」「兵庫居立」「居場立」「北居立」「南居立」などの小字名が集中して認められ、かつて当地に地域的な中心機能を集積した中世以前の集落の存在した可能性が推測される。室町の「室muro」という名称は「群mure」と同様、集まるという状態を表す「むら」の言葉であり、おそらくその名称の由来は当地が延暦寺領坂田莊において唯一「村mura」と呼ばれるような、建物の群がる



第5図 坂田莊域における神社などの分布

ところであったことによる可能性が高い⁽⁶¹⁾。「室」の地名はその村の転訛したものと考えてよく、大東町の「大東」という地名も、この地が延暦寺領化したのち、莊内の中心地からみて東側に位置することから生じたものと憶測される。

以上より宮司町地先の日枝神社付近は坂田莊のみならず、隣接する同じ青蓮院門跡領を含めての中心地と評価され、それに必要な中島川による灌漑地域の開発は、建永元年をおおきくさかのぼり得ないことから、当地が成立当初からの坂田莊の中心であったとは考えにくいことが明かとなった。むしろ神社境内の地割やその南側に遺存する小字名などから判断すると、室町の日枝神社を中心地とする地域にこそ、天暦8年の藤原師輔の楞嚴三昧院の建立寄進に起源を有す、成立当初の延暦寺領坂田莊の中心地が存在した可能性が高いと判断される。

⑦小結

以上の検討の結果をまとめると以下のようなになる。まず楞嚴院川による灌漑地域において条里地割による水田開発がおこなわれ、藤原氏領莊園が成立する。その後、藤原師輔の楞嚴三昧院の建立寄進に伴い、天暦8年(954)に8条6里付近がその料所とされるにおよび、これを契機として室町地先の日枝神社を中心地として次第に延暦寺領化し、楞嚴院莊とも称される延暦寺領坂田莊が成立する。ついで建永元年(1206)を大きくさかのぼらない12世紀頃から中島川による灌漑地域の開発が活発化し、少なくとも13世紀の初頭頃には8条7里を中心とした地域に坂田新莊が成立したと推測される。加えて平方莊上・下郷の經營が進展し、長浜市の中央部に広大な青蓮院門跡領莊園が形成されるに至ると、室町地先にかわって宮司町地先の日枝神社付近の重要性が増し、その經營の中心地として今日知られるような発展を遂げたものと推測される⁽⁶²⁾。

一方楞嚴三昧院の建立寄進に際しても、藤原氏領のまま遺存した大東町地先の春日神社付近には、少なくとも承安元年(1171年)までに興福寺領坂田莊が成立したと推測される。しかしその經營にははやくから不安定な要素が多く認められることから⁽⁶³⁾、鎌倉時代を過ぎる頃には、その規模は著しく縮小化していたものと推測される。とくに土肥六郎らが乱入し、神人を殺害刃傷、一村を焼き払うによよんだ康安元年(1361)の事件⁽⁶⁴⁾などは、当莊の經營にとって致命的な打撃を与えた可能性が憶測される。興福寺領坂田莊の莊域が延暦寺領坂田莊の莊域とほとんど重複して見えるのは両莊成立の事情に加えて、その後の両莊の発展の経過の相違に原因を求められる可能性が高い。

次章においては大東遺跡の発掘調査を中心とした、坂田莊域の考古学的検討をおこなうことにより如上の想定を検証し、さらに莊域の開発過程を原点にさかのぼって明らかにしたいと考える。

註

- (30) a. 池田碩ほか「近江盆地の地形」「滋賀県の自然」(財)滋賀県自然保護財団 1979年
b. 池田碩ほか「滋賀県・近江盆地の地形」「滋賀県自然誌」(財)滋賀県自然保護財団 1991年
c. 大江ほか『国道8号線長浜バイパス関連遺跡調査報告書II』滋賀県教育委員会、財滋賀県文化財保護協会 1971年

- (31) 「楞嚴院庄内八條五里卅二坪、南縄本末正名之内、壱段他」(総持寺文書30) という条里記載から、8条5里32坪に「末正名」の存在したことがわかる。注(7)文献によって復元される現在の室町地先の同坪には、小字名として「末正」の遺称が認められ、この条里復元が正確であることを支持している。
- (32) 平成4年10月27日に実施された研修において、滋賀県長浜県事務所土地改良課課長補佐・中島吉嗣氏より、耕地経営の基本理念等について多くの教示を得ることができた。
- (33) 水源は南小足町の「樋口工場」付近にあった1町5~6反の荒田の湧水という。
- (34) 各町の集落は水田灌漑の水利体系を基礎として成立した農業共同体に起源を有すと考えられる。集落によって共有される文書中には井水関係の置文等が多く認められ、こうして形成された慣習は、近年まで厳然とした効力を保っていた。たとえば無断で水路に手を加えた者は、発見されたその場でまさに極刑に処せられようとしても、不服を言える立場ではなかったし、現在でも川浚え等の行事はその集落の居住者のみによって実施され、たとえその灌漑地域内に水田を所有しているようと集落外の居住者は参加する権利が認められない(かわりに水口料を支払う)。
- ★ 水利関係の慣習については宮尾嘉平氏(明治35年生・大東町在住)、中島喜平氏(明治45年生・勝町在住)をはじめとして、小川俊逸氏、西川茂氏、福永英三氏、安田為蔵氏ら地元在住の多くの方々より貴重な教示を得ることができた。関係する以下の記述も特に注記しないかぎり、同氏らの教示による。
- (35) 同じ川であっても、通過する集落によって呼称が異なる場合や、同じ集落内であっても通過する字名によって呼称が異なる場合などがあり、いちいち呼称を記すのは繁雑なため、たとえば【B】の井戸から取水される川はB川などと略記する。以下同じ。
- (36) 【B】での水の配分は大東町7に対し宮司町は3であり、【C】では本線側の川底に栗の木を埋めて川底のレベルを一定に保ち、大東町6に対して宮司町4と決められていた。伝承者によって異なるが、【C】で川浚え等をおこなうときは宮司町の垣見氏(楞嚴院荘公文職を保持した土豪の子孫)と大東町の筧氏(同分家)の立会が必要であったともいう。また【C】には川浚えを妨害した人が埋められているとも伝える。
- (37) 室町は川浚えの際に大東町に川年貢を支払い、川案内を乞わねばならなかつた。
- (38) 大辰巳町は川浚えの際に大東町に川年貢を支払い、川案内を乞わねばならなかつた。
- (39) 【F】では4月~10月まで井をたて、札を媒介にした輪番による厳重な井関の管理がおこなわれた。
- (40) 宮尾氏のご教示による。氏の祖母は彦根藩の北筋奉行家に奉公していたため、子供の頃、こうした話をよく聞かされたという(このことは中島氏も伝承している)。なお室村、大辰巳村が大東村に負った公事とは注(37)(38)に示したことである。また五井戸川を古川と呼んだのに対し、大東町が新しく掘った排水路を新川と呼んだ。
- (41) a. 垣見氏屋敷絵図(文化4年(1804)銘、太田浩司「38. 垣見氏館」(『滋賀県中世城郭分布調査6(旧坂田郡の城)』滋賀県教員委員会 1989年) P35, P151)

- b. 坂田郡宮川村郷絵図（江戸時代中～後期成立、太田浩司「列品解説8. 坂田郡宮川村郷絵図」（『特別展 湖北の絵図－長浜町絵図の世界』長浜市立長浜城歴史博物館 1987年）P27. P77～78）
- (42) 川の北岸に面する陣屋跡の石垣にはいくつかの取排水穴が設けられており、水は川から一旦陣屋内に引き入れられるものの、不要となった水はそのまま川に返す構造となっている。
- (43) 中島川は【S】より下流で薬師堂川と称されるが、ここでは繁雑さを避けるため、中島川の名称で統一しておく。
- (44) 総持寺文書、大原觀音寺文書、神照寺文書中の条里記載により、8条7里、8条8里付近に比定される。
- (45) 陣屋跡に接する箇所については陣屋を汚さないようにとのことから、川の中の南側に川浚えのゴミを捨てる場所が設けられている。なお垣見医院南側の現在の取水口においては土俵を用いて井をたてるが、完全に水を止めてしまうのではなく、馬の轡の幅分だけ開けて下流に流すというルールがあった（宮司町は湧水が豊富なため、これだけの措置で十一川に水は絶えなかつたという）。
- (46) 【Q】では中島川に架る石橋が約7対3に折れており、長いほうの石橋で井を立て漏れる3分の用水をQ川に配分するというルールがあった。またこの地では日照りが続き用水の確保が困難になると、平方町と勝町による非闇の不寛番がおこなわれたが、このことは中島氏のこれまでの人生のなかで2回経験したという。
- (47) 楠巣院川の【F】で取水されたF川の末流は、S川へと流入しS川の末流は中島川へと流入する構造となっている。なおS川では8条5里35坪の一部が灌漑できないため、中島川より直接取水されている。この取水口を三方井といい、井の排水は不正に下坂浜村に流れるため、江戸時代は平方村と勝村と彦根藩の北筋奉行の3者が立会の上で井が立てられたという。
- (48) 中島川の流域には宮川藩領、大和郡山藩領などが錯綜していたため、彦根藩領の平方村にとっては灌漑用水の確保は深刻な問題であった。訴訟の解決後、毎年の川浚えには彦根藩の大庄屋、坂田郡相撲庭村の宮川惣三郎、浅井郡田中村の藤居儀三郎、郡山藩の大庄屋、坂田郡柏原村の吉村佐八郎、同郡醒井の松居浅蔵およびその子孫が立会したという（坂田郡教育会『改訂近江國坂田郡志』第2巻 1941年 P941～943）。
- (49) 前章において検討したように総持寺文書50・63・75によって、16世紀の前半には少なくとも7条6里3坪が八幡荘と称されたことが知られている。同坪には文明3年（1471）以降、楠巣院荘公文職を保有した垣見氏館跡があり、日枝神社に西接し中島川に面するという位置を考慮すると、これ以前からも同様の機能を有した施設の存在した可能性が推測される（註(4)a文献）。在地の有力者が荘官としての立場にありながらも、中央の領主に対して独自性を保つため、中島川によるこうした水利関係を利用して、自分の居住地の周辺を長浜八幡宮領化したか、あるいはこうした水利関係からもともと八幡荘化していた土地を選んで、自らの居住地とした可能性などが考えられる。
- (50) 十一川以南の八幡荘域であり、おおむね現在の東高田町の領域にあたる。

- (51) 鎌倉遺文1659 庄園事 ～坂田莊
- (52) 鎌倉遺文1659 大儀法院條條起請事 一供米等事
- (53) 大辰巳町地先の日枝神社は、明治44年（1911）1月26日に室町地先の日枝神社に合併された（坂田郡教育会『改訂近江國坂田郡志』第2巻 1941年 P247）。これを契機に参道が大辰巳町まで延長されたらしいが、それ以外は、境内に大きな変更が加えられた可能性は少ない。
- (54) 明治時代に神社となったもので、もとは阿弥陀堂があったという。
- (55) 福満寺（現廃寺）創建の永暦年間（1160～1161）、その鎮守のために勧請したという（坂田郡教育会『改訂近江國坂田郡志』第2巻 1941年 P267）。
- (56) 宮尾氏をはじめとする大東町の方々の教示ならびに（坂田郡教育会『改訂近江國坂田郡志』第4巻 1941年 P259～261）による。
- (57) 大辰巳町のほか勝町、四塙町もF川沿いを春日神社の参道としたともいうが、伝承者により異なる。
- (58) 玉葉 承安元年9月23条
- (59) 坂田郡教育会『改訂近江國坂田郡志』第4巻 1941年 P128～133
- (60) 現在みられる境内の状況は、大正10年（1921）に村社から郷社に昇格したときに形成されたという（註(41)b文献）。
- (61) 参照した主な文献は以下の通りである。
- 中山襄太『地名語源辞典』校倉書房 1968年 P334
 - 中山襄太『続・地名語源辞典』校倉書房 1979年 P184
 - 吉田茂樹『日本地名語源辞典』新人物往来社 1981年 P443
 - 楠原佑介ほか『古代地名語源辞典』東京堂出版 1981年 P307
 - 楠原佑介ほか『地名用語語源辞典』東京堂出版 1983年 P612
 - 高柳光寿ほか『日本史辞典』角川書店 1971年 P993
 - 竹内利美『国史大辞典』第13巻 吉川弘文堂 1992年 P660～663
- (62) 江戸時代に堀田氏1万石の宮川陣屋が設置されたのも、地域における中心地としての前代までの発展があったからだろう。
- (63) 註(22)
- (64) 柳原忠光卿日記 康安元年6月7日条

編集後記

今年の『紀要』は例年になく原稿の集まりが早かった。これも偏に各執筆者の日々の精進の賜物か。

今後も、洛陽の梓価を高めるような『紀要』であり続けたい。

編集者

平成5年3月 初版
平成6年3月 2刷

紀要 第6号

編集・発行 財団法人 滋賀県文化財保護協会
大津市瀬田南大萱町1732-2
Tel(0775)48-9780・9781

印 刷 岩川印刷株式会社
大津市富士見台3番18号
Tel(0775)33-1241